

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）とジェムカ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 災害が発生した場合、甲の指示に従い次に掲げる事業を乙が実施するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）仮置場の管理
- （5）仮置場での災害廃棄物の分別・中間処理
- （6）甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- （7）前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の指示を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

- （1）周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化又、適正な破碎・焼却・埋立等の処分に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1）実施内容・期間
- （2）その他必要な事項（状況写真、マニフェスト等）

（費用の負担）

第6条 第2条の指示により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（個別契約書の締結）

第7条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては吉野川市市民部環境局環境企画課、乙においてはジェムカ株式会社業務部業務課とする。

（緊急連絡網）

第9条 甲と乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年1月21日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 原井敬


乙 山口県萩市大字福井上字萩ノ浴2773番1
ジェムカ株式会社
代表取締役 松村孝明

